

山形県建設工事一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形県が発注する建設工事のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される建設工事について一般競争入札を実施するにあたり山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「財務規則」という。）及び山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号。以下「特例規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 入札に参加する者に必要な資格は、次の各号とし、入札に参加する者はあらかじめ各号すべてに該当することについて、所管課長の審査を受けなければならないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していないものでないこと又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 山形県の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を入札参加者とする場合には、2者又は3者で自主結成されたものであること。ただし、その規模が特に大きく多数の工種にわたる等の事由のある建設工事で、技術力を結集する必要があると認められるときは、4者までとすることができるものとする。

なお、事業協同組合及び経常建設共同企業体が共同企業体の構成員になることはできないものであること。

- (5) 入札に係る建設工事が該当する建設業法別表の上欄の建設工事の種類に係る同法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査の結果の総合評点が、建設工事毎に所管課長が別に定める点数以上の者であること。
- (6) 入札に係る建設工事と同種の建設工事の元請負人としての施工実績（過去15年間の完成工事で、所管課長が建設工事毎に別に定める要件を満たす工事に限る。）を有すること。
なお、共同企業体（経常建設工事共同企業体を含む。）の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合に限るものであること。ただし、第4号ただし書で規定する建設工事については、所管課長が別に定めることができるものとする。

- (7) 入札に係る建設工事について、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者を工事現場に専任で配置できるとともに、山形県が定める建設工事請負契約約款第11条第1項第1号に規定する現場代理人を工事現場に常駐で配置できる者であること。

なお、配置予定の現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者は建設工事毎に所管課長が別に定める同種工事の経験を有する者であること。

また、共同企業体にあつては、主任技術者又は監理技術者は各構成員がそれぞれ配置するとともに、現場代理人については、代表構成員が配置するものであること。

- (8) 入札に係る建設工事が大規模構造物の工事又は特殊な作業条件下の工事等であり、高度な施工技術が必要として所管課長が施工計画を求める場合には、当該施工計画が適正なものであること。
- (9) 入札参加資格確認時から入札までの間に、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年

4月1日施行。以下「指名停止要綱」という。)に定めるところにより、指名停止の措置を受けていない者であること。

(10) 入札参加資格確認申請書の提出の日から当該工事の工期までの間に、山形県建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定(以下「暴力団排除条項」という。)に該当しない者であること。

(11) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始決定日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事等の入札参加資格の審査を受けた者であること。

(12) その他、所管課長が別に定める資格がある場合には、当該資格を有する者であること。

2 所管課長は、前項第4号から第8号まで及び第11号の資格を定めようとする場合は、所属部局の主幹課長(部の業務を主管する課の長をいう。以下同じ。)と協議するものとする。

3 主幹課長は、前項の協議を受けたときは、当該資格の設定について部局毎に設置する指名業者選定審査会(以下「審査会」という。)に付議のうえ回答するものとする。

(入札参加資格の公示)

第3条 建設企画課長は、一般競争入札による建設工事の契約締結が見込まれる年度毎に、特例規則第2条第4項及び同条第5項の規定により、県公報に登載することで公示を行うものとする。

2 前項の公告例は、別紙1のとおりとする。

(入札の公告)

第4条 所管課長は一般競争入札による建設工事にあつては特例規則第3条の規定により、県公報に登載するほか、県庁舎及び各総合支庁舎の掲示板への掲示を行うとともに、当該公告の内容をインターネットを利用して閲覧に供するものとする。

2 前項の公告例は、別紙2のとおりとする。

(入札説明書の交付)

第5条 所管課長は、前条の規定により公告した後、入札参加希望者から申出がなされた場合には、入札説明書を交付するものとする。

2 前項の入札説明書は、次に掲げる事項をすべて含むものとし、別紙3を標準とする。

(1) 前条の規定による公告の写し

(2) 契約書案

(3) 設計図書(図面、仕様書及び設計書)

(4) 開札立会者に関する事項

(5) 担当部局、課及び係の名称、所在地及び電話番号

(6) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

(7) 落札者の決定方法

(入札参加資格の審査等)

第6条 所管課長は、一般競争入札に参加しようとする者から、一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号。添付書類を含む。)、入札参加資格確認資料(様式第2号、様式第3号及び様式第3号の2)及び所管課長が必要と認める工事にあつては施工計画並びに共同企業体にあつては協定

書の写し及び代表者の権限に係る委任状の写し（以下「確認資料」という。）の提出があった場合には、当該提出者に係る名簿登載の有無を確認するとともに、あらかじめ設定した資格の有無等について確認資料を審査し、審査の結果を所属部局の主幹課長を経由して、審査会に付議するものとする。

- 2 所管課長が前項の確認資料の審査を行うにあたり、入札に係る建設工事が、第2条第1項第8号に規定する工事に該当する場合には、施工計画の審査を所属部局の審査会の技術審査部会（以下「審査部会」という。）に依頼するものとする。
- 3 前項の審査部会の委員は、建設工事毎に審査会会長が指名するものとする。
- 4 所管課長は、第1項の協議が整った場合は、一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第4号）により、入札日の28日前までに確認結果を申請者に通知するものとする。
なお、競争参加資格がないと認めた者に対しては、通知にあたり、その理由を付記するものとする。
- 5 入札参加資格がないと認めた者から、確認結果を通知した日から7日（当該期間には土曜日、日曜日及び祝日を含まないものとする。）を経過した日（以下「説明要求期限」という。）までに任意の書面によりその理由の詳細説明を求められた場合は、所管課長は、説明要求期限から10日以内に書面（様式第5号）により回答を行うものとする。
- 6 第4項による確認結果は入札前は公表しないものとする。

（設計図書の閲覧及び貸し出し）

- 第7条** 所管課長は、希望者に対して、入札の公告の日から入札の前日まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、当該工事に係る仕様書、図面及び設計書（以下「設計図書」という。）を閲覧させるものとする。
- 2 所管課長は、希望者に対して、入札の公告の日から入札日まで設計図書を貸し出すものとする。

（設計図書及び入札説明書に対する質問）

- 第8条** 入札の公告の日以降、確認結果を通知した日から20日を経過した日（以下「質問提出期限」という。）までの間に、入札参加希望者から任意の書面により設計図書又は入札説明書に関する質問がなされた場合には、所管課長は、質問提出期限から5日以内に前条第1項の閲覧場所において、回答書（様式第6号）を閲覧に供するものとする。

（郵便による入札）

- 第9条** 書留郵便による入札を認めるものとし、この場合、入札日の前日（当該日が県の休日の場合は直前の平日とする。）までの到達を求めるものとする。
なお、入札日の前日まで到達しない郵便による入札書は無効とする。
- 2 所管課長は、郵便により送付された入札書を、開札までの間、厳重に保管し、開札の時に入札を執行する者が開封するものとする。

（入札の執行）

- 第10条** 入札を執行する者は、入札の執行に先立ち、入札参加者が第6条第4項の通知により入札に係る建設工事の入札参加資格が認められた者であること及び入札日現在において指名停止要綱による指名停止の措置を受けていないことを確認するものとする。
- 2 入札を執行する者は、入札時に入札参加者から工事費内訳書の提出を求めるものとする。

また、郵便による入札を行う者に係る工事費内訳書については、入札書と同封で郵送させるものとする。

3 入札を執行する者は、落札者を決定したときは、その場において、落札決定した旨を入札者全員に対して口頭で通知するものとする。

また、郵便による入札を行った者に対しては、所管課長は書面により落札者の氏名又は名称及び住所並びに落札金額を通知するものとする。

なお、落札者を決定した後に、落札者とされなかった者から特例規則第8条の規定による請求があった場合には、所管課長は、同条に規定する事項について、速やかに書面により回答するものとする。

(落札者決定の公示)

第11条 所管課長は、落札者が決定したときは、特例規則第9条の規定に基づく様式第7号の例により、県公報に登載することで公示を行うものとする。

(記録の作成及び保管)

第12条 所管課長は、落札者が決定したときは、特例規則第10条の規定により、当該契約の内容等に必要な記録を作成し、保管するものとする。

(要綱に定めのない事項)

第13条 この要綱に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じてそのつど定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成9年12月2日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成17年7月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年4月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年5月22日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成23年4月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成24年12月3日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成27年7月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成28年5月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される平成○年度における山形県の特定役務（建設工事に限る。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（有効期間が平成○年3月31日までのものに限る。以下「資格者名簿」という。）に○○○○工事の資格を有する者として掲載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

平成 年 月 日

山形県知事 ○ ○ ○ ○

1 調達する特定役務の種類

○○○○工事（②土木一式工事、建築一式工事等、建設業法別表上欄に掲げる工事の種類を記載する。）

2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であること。
- (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (5) 法第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る審査基準日が、規則第125条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（以下「申請書」という。）の提出日前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。以下「総合評定値」という。）が、○○○○工事について、○○○点以上であること。

3 申請書の提出の時期

申請書は、特定調達契約の締結が見込まれる場合において、随時に提出することができる。

4 申請の方法

(1) 申請書の用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、県土整備部建設企画課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

(2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、契約担当者に提出すること。

イ 暴力団排除に関する誓約書

ロ 総合評定値を記載した書面（以下「総合評定値通知書」という。）の写し

ハ 印鑑証明書

ニ 納税証明書（県内に事業所を有する法人又は個人にあつては山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明するもの、県内に事業所を有しない法人又は個人にあつては消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明するもの。）

ホ 使用印鑑届（法務局に印鑑登録をしていない印を契約等に使用する場合に添付すること。）

ヘ 競争入札参加資格変更届（総合評定値通知書の内容と現況が異なる場合に添付すること。）

ト 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限が委任されている場合に添付すること。）

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成すること。

なお、(2)のイからトまでに掲げる書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

5 資格審査及び結果の通知

(1) 競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、資格者名簿に登載する。

(2) 資格審査の結果については、申請書を提出した者に通知する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から平成〇年3月31日までとする。（㊦名簿の有効期限を記載する）

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第2項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、〇〇〇〇工事（㊦工事名称を記載する。）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。この入札は、山形県電子入札システムにより執行する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他国際約束の適用を受ける。

年 月 日

山形県知事 〇 〇 〇 〇

1 入札期間、開札日時及び開札場所等

(1) 入札の受付期間 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

（山形県の休日を定める条例（平成元年3月条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

(2) 入札の受付時間 午前8時30分から午後8時（入札書の受付期間の最終日にあつては午後4時）まで

(3) 書面による入札

イ 入札に参加を希望する者で電子入札システムによる入札によりがたいものは、持参又は郵送により、書面による入札を行うことができる。この場合の入札手続は入札説明書による。

ロ 書面による入札を行う者は、入札書を 年 月 日（ ）午後4時まで、（郵送の場合は、この時間までに必着すること。）に山形市松波二丁目8番1号 山形県〇〇〇〇部〇〇〇〇課〇〇担当に提出すること。

(4) 開札の場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁〇〇〇（ 階）

(5) 開札の日時 年 月 日（ ） 時 分

2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称 〇〇〇〇工事（以下「対象工事」という。）

(2) 工事の場所 〇〇市（町・村）〇〇地内

(3) 工事の概要 （㊦工法、構造、概算数量、面積等を簡潔に記載する。）

(4) 工 期 〇年〇月〇日（〇）から〇年〇月〇日（〇）まで

(5) 予 定 価 格 事後公表

(6) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

（㊦特定建設工事共同企業体の場合）

(1) 競争入札参加者の資格に関する公告（〇年〇月〇日付け山形県公報第〇〇号）により公告され

- た資格を有する者○者（㊦又は○者）で自主構成する特定建設工事共同企業体であること。
- (2) 特定建設工事共同企業体の構成員は、共同連帯して対象工事を完成させるものであること。
- (3) 特定建設工事共同企業体の構成員は、そのいずれもが次に掲げる要件を満たしていること。
- イ 経常建設共同企業体又は事業協同組合でないこと。
- ロ 出資比率は、○パーセント以上であること。
- ハ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していないものでないこと又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ニ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の規定による競争入札参加資格者名簿に○○工事（㊦土木一式工事、建築一式工事等、対象工事に係る建設業法別表上欄に掲げる工事の種類を記載する。）の資格者として登載されていること。
- ホ 対象工事に係る入札につき単体企業又は他の特定建設工事共同企業体の構成員になっていない者であること。
- ヘ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
- ト 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
- チ 山形県建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定（「暴力団排除条項」）に該当する者でないこと。
- リ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始決定日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事等の入札参加資格の審査を受けた者であること。
- (4) 特定建設工事共同企業体の代表者は、次に掲げる要件を満たしていること。
- イ 構成員の中で出資比率が最大の者であること。
- ロ ○年4月以降（㊦過去15年間とし、直近まで認める。）に対象工事と同種の建設工事（㊦工法、構造、面積等の要件を設定する。）を元請け（共同企業体（㊦経常建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）の構成員であった場合は、その出資比率が○パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。
- ハ 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、ロに掲げる工事の経験を有する現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は兼務できる（10の(6)に該当する場合を除く）。
- (イ) 1級技術者（㊦1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士等、具体的に記載する。）又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。
- (ロ) ロに掲げる工事（㊦必要に応じ、要件緩和が可。）の経験を有する者であること。
- (ハ) 監理技術者にあつては、○○工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ニ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値（当該総合評定値の算出に係る経営規模等審査の基準日が一般競争入札参加資格確

認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。以下「総合評定値」という。）が、〇〇工事（㊦土木一式工事、建築一式工事等、対象工事の建設業法上の種類を記載する。）について、〇〇点以上であること。

(5) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 〇年4月以降（㊦過去15年間とし、直近まで認める。）に対象工事と同種の建設工事（㊦代表構成員の要件の範囲内で工法、構造、面積等の要件を設定する。）を元請け（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が〇パーセント（㊦3者以上のJVの場合の準代表構成員については、代表構成員の出資比率と施工実績として認める出資比率の下限値の範囲内で設定することも可。）以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。

ロ 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

(イ) 1級技術者（㊦1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士等、具体的に記載する。）

又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

(ロ)イに掲げる工事（㊦必要に応じ、要件緩和が可。）の経験を有する者であること。

(ハ) 監理技術者にあつては、〇〇工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ハ 総合評定値が、〇〇工事（㊦土木一式工事、建築一式工事等、対象工事の種類を記載する。）について、〇〇点（㊦代表構成員の範囲内で点数を設定する。）以上であること。

(㊦単体の場合)

(1) 平成〇年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（年 月 日付け県公報第 号）により公示された資格を有する者であること。

(2) 3の(3)ハからリに掲げる要件を全て満たしていること。

(3) 対象工事の入札において、特定共同企業体の構成員として参加していないこと。

(4) 〇年4月以降（㊦過去15年間とし、直近まで認める。）に対象工事と同種の建設工事（㊦工法、構造、面積等の要件を設定する。）を元請け（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が〇パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。

(5) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、

(2)に掲げる工事の経験を有する現場代理人を常駐で配置できること。

なお、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は兼務できるものであること。

イ 1級技術者（㊦1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士等、具体的に記載する。）又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

ロ (4)に掲げる工事（㊦必要に応じ、要件緩和が可。）の経験を有する者であること。

ハ 監理技術者にあつては、〇〇工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(6) 総合評定値が、〇〇工事（㊦土木一式工事、建築一式工事等、対象工事の種類を記載する。）について、〇〇点以上であること。

(7) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局

山形市松波二丁目8番1号 山形県〇〇部（局）〇〇課〇〇係 電話番号 〇〇〇〇

5 入札参加資格の確認等

(1) 入札の参加を希望する者は、次に掲げる書類を(2)に掲げる日時に山形県電子入札システムにより提出するものとする。ただし、書面による提出の場合は、山形県〇〇部〇〇課に持参するものとする。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）

ロ 3の(4)ニ及び3の(5)ハ（㊟単体の場合は、(6)に係る総合評定値通知書の写し

ハ 3の(4)ロ及び3の(5)イ（㊟単体の場合は、(5)に係る施工実績を証する書類

ニ 対象工事に配置する現場代理人、主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験を証する書類

ホ 特定建設工事共同企業体にあつては、特定建設工事共同企業体協定書の写し

へ 特定建設工事共同企業体にあつては、特定建設工事共同企業体の代表者の権限に係る委任状の写し

(2) (1)に掲げる書類は、次に掲げる期間に受け付ける。

イ 受付期間 ○年○月○日（○）から○年○月○日（○）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

ロ 受付時間 午前8時30分から午後8時まで（受付期間の最終日にあつては、午後4時まで（郵送の場合は、この時刻までに4に掲げる場所に到達すること。）とする。なお、持参による場合は、県の休日を除いた、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。）

(3) 申請書等の用紙は、山形県〇〇部（局）〇〇課において配布する。

(4) 入札参加資格の審査の結果は、申請者に通知する。

6 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金等

（㊟要求する付保割合に応じて次のいずれかを記載する。）

（㊟付保割合を10分の1とし、金銭的保証を求める場合）

規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。）を付すこと。

（㊟付保割合を10分の3とし、役務的保証を求める場合）

規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款第5条による保証（保証金額は、契約金額の10分の3に相当する額とする。）を付すこと。

7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

8 落札者の決定方法

規則第120条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不相当であると認められるときは、当該者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他の者のうち

最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

9 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (2) 3の(3)のニに掲げる要件を満たさない者も5により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、入札の前までに当該要件を満たしていなければならない。
- (3) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札を無効とし、別途日時を指定して、書面による入札に変更することがある。
- (4) この入札は、山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (5) 低入札調査要綱第2条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する場合には、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務を認めない。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術力の配置を求めることがある。
- (7) 本件は、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）の規定により、県議会の議決に付さなければならない工事であるため、県議会の議決を得た後に本契約を締結する。ただし、本件の落札決定後、県議会の議決を得るまでの間に、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けた場合については、落札決定を取消し、仮契約を解除する。
- (8) 入札に参加を希望するもので電子入札システムによりがたい者は、発注者に届け出ることにより書面での入札を行うことができる。この場合の入札手続は入札説明書による。
- (9) 詳細については入札説明書による。
- (10) 入札説明書の交付期間は、○年○月○日（○）から○年○月○日（○）まで（県の休日を除く。）とする。
- (11) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。
- (12) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定は○○。（④有又は無のいずれかを記載する。）

11 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Construction work of the ○○○○
（④工事名を英語で記載する。）
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M. ○（④申請書提出期限の「日」を数字で記載する。）○（④申請書提出期限の「月」を英語で記載する。）○（④申請書提出期限の「年」を西暦の数字で記載する。）
- (3) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 4:00 P.M.（④入札受付期間最終日の受付時刻を数字で記載する。）○（④入札の「受付期間の最終日」（以下「入札日」という。）を数字で記載する。）○（④入札日の属する「月」を英語で記載する。）○（④入札日の属する「年」を西暦の数字で記載する。）

(tenders brung with 4:00 P.M. ○ (注)入札日を数字で記載する。) ○ (注)入札日の属する「月」を英語で記載する。) ○ (注)入札日の属する「年」を数字で記載する。)) or submitted by mail: 4:00 P.M. ○ (注)入札日を数字で記載する。) ○ (注)入札日の属する「月」を英語で記載する。) ○ (注)入札日の属する「年」を数字で記載する。))

(4) Contact point for the notice: ○○, (注)担当課名を英語で記載する。

(例) Prefectural Facilities, River Management and Erosion Prevention Division (河川砂防課)) ○○, (注)担当部局名を英語で記載する。(例) Public Works Department (土木部)) Yamagata prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken,

990-8570 Japan TEL ○○○-○○○-○○○○ (注)担当課の電話番号を数字で記載する。)

入 札 説 明 書

〇〇〇〇工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 〇年〇月〇日（〇）

2 発注者 山形県知事 〇〇 〇〇

3 公告内容 別添写しのとおり

4 入札に付する事項

- (1) 工事名 〇〇〇〇工事
- (2) 工事場所 山形県〇〇市（町・村）〇〇地内
- (3) 工事内容 （㊟工法、構造、概算数量、面積等を記載する。）
- (4) 工期 契約締結の日から〇年〇月〇日（〇）まで
- (5) 使用する主要な資機材（㊟コンクリート〇〇m³、鉄骨〇〇t、・・・等と記載する。）

5 競争参加資格一般

- (1) 「山形県から指名停止措置を受けている者でないこと」とは、公告で指定された期限から開札の日（落札決定が保留された場合は当該落札決定のとき）までの期間のいずれの日においても山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 「山形県建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定（以下「暴力団排除条項」という。）に該当する者でないこと」とは、入札参加資格確認申請書の提出の日から当該工事の工期までのいずれの日においても暴力団排除条項に該当しないことをいう。
- (3) 公告で指定された期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

6 入札手続等

- (1) 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された申請書及び資料は無断で使用しない。
- (3) 公告2の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていない者であっても、申請書及び確認資料を提出することができるが、入札に参加するためには、入札の日時まで名簿に登載される必要がある。
- (4) 提出期限以降における申請書又は確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札参加資格の確認のため、必要な資料の追加提出を求めることがある。
- (6) 電子入札システムによる入札参加手続
イ 申請書の提出は、山形県電子入札システムにより行うものとする。確認資料の提出は、山形

県電子入札システムにより提出する申請書に添付して行うものとする。ファイルの形式はワード形式又はPDF形式とする。複数の資料は1つのファイルにまとめること。ファイル量は2.0MB以内とすること。印が押印されている書類はスキャナで読み込む等すること。

ただし、ファイルの作成が困難な場合やファイルのサイズが2.0MBを超える場合は、公告で指定された提出場所へ持参することにより行うことも認める。郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。持参する確認資料には、「電子入札システムにより提出した申請書のプリント」に社名を記入、押印したものを添付するものとする。

確認資料を持参する場合は、山形県電子入札システムの申請書には「確認資料の名称を箇条書きにした一覧表」のファイルを添付するものとする【当該一覧表の添付が無い場合は、入札参加資格が無いものとする。】。一覧表のファイルの形式はワード形式又はPDF形式とする。

ロ 入札は、県の競争入札参加資格者名簿に登載されている者（法人の場合は代表者又は代表者から入札、見積等に関する権限の委任を受けている者。以下「入札参加資格者」という。）の電子署名を付して行う。その他の代理人による入札は認めない。共同企業体にあつては、代表会社の入札参加資格者の電子署名を付して入札を行うこととし、あらかじめ構成員が共同企業体の代表者を入札代理人とする旨の委任状を提出すること。

(7) 書面による入札参加手続

イ 書面により申請書の提出を行うことができる者は、書面入札の承諾を受けた者に限る。

ロ 書面入札の承諾申請の提出は、入札参加資格確認申請の受付場所に、○年○月○日（○）午後4時までに持参しなければならない。

ハ ロの申請があつた場合は、○年○月○日（㊦入札参加資格確認通知の日とする。）までに通知する。

ニ 山形県電子入札システムにより申請書の提出を行った後に、書面入札への変更の承諾申請を行う場合は、入札参加資格確認申請の受付場所に公告の1に記載の入札書受付期間内に提出しなければならない。

ホ 申請書及び確認資料の提出は、公告で指定された提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

へ 入札書の提出場所 ○○庁舎○○会議室

ト 入札書提出における「くじ入力番号」の記載について

書面入札の承諾を受けた者は、14(4)の電子くじに対応するため、「入札書」中の「摘要」欄に必ず「くじ入力番号」と記載して、3桁の数字を記載すること。

なお、「くじ入力番号」の記載が無い場合は、「000」の3桁の数字を記載したものとみなすので、留意すること。

8 施工実績及び配置予定技術者の経験

イ 記載する同種の工事の施工実績の件数は1件とする。

ロ 工事の施工実績については、○年4月以降（㊦過去15年間とする。）に工事が完成し、引渡し完了しているものに限る。

ハ 施工実績とする工事について、CORINS登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写しを提出すること。ただし、その記載内容により同種・類似工事の施工実績が確認できない

場合は、工事概要等を確認できる仕様書等の写しを添付すること。

- ニ 同種の工事の施工実績及び配置予定の技術者の同種の工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行う。
- ホ 配置予定の技術者で「1級技術者と同等以上の資格を有する者」とは、〇〇工事（㊦土木一式工事、建築一式工事等、対象工事の建設業法上の種類を記載する。）に関し、1級と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者をいう。
- ヘ 配置予定の技術者は、原則として変更できないこと。また、本件工事の契約時または本件工事契約締結後に監督職員との打ち合わせにより定める着手日（以下「着手日」という。）において、配置予定の技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しないまたは、契約を解除するものとする。
- ト 配置予定の技術者は、複数の候補技術者を記載することができる。
- チ 配置される主任技術者又は監理技術者は、申請書を提出する日において3ヶ月以上の雇用期間があることが必要である。
- リ 同一の技術者について、重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに当該工事に係る申請書の取下げを行うこと。
- ヌ 配置予定の技術者は、本件工事の契約時または着手日において、全ての工事に主任（監理）技術者として配置されていないこと。ただし、本件工事の配置予定技術者が専任を要しない他の工事に配置されている場合で、本件工事の着手日の前日までに、他の工事の完成及び引渡し完了の見込みである場合はこの限りでない。（この場合、本件工事の配置技術者は着手日からの専任配置とする。）また、主任技術者の現場専任義務のある工事を含む原則2つの工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工するため、同一の主任技術者が管理することができるか否かについて、落札決定後に、工事を所管する担当課等に協議を行い、双方の担当課等より承諾を得た場合についても、この限りではない。（なお、この場合、当該承諾を得られない場合も考慮して、配置予定技術者を複数申請すること。）
- ヌ 確認資料の配置予定の技術者の施工経験における職名で、現場代理人若しくは主任技術者又は監理技術者以外の職名を記載した場合は、その具体的な業務内容を簡単に記載すること。

8 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は〇年〇月〇日（〇）までに通知する。

9 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面により、所管課長にその理由の詳細説明を求めることができる。

イ 提出期限 〇年〇月〇日（〇）午後4時

ロ 提出場所 山形県〇〇部（局）〇〇課〇〇係

電話 ○○○○ ○○ ○○○○

ハ 提出方法 書面は持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 所管課長は説明要求があった場合には、○年○月○日（○）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

10 設計図書の閲覧及び貸し出し

当該工事に係る設計図書について、次により閲覧及び貸し出しを行う。

(1) 閲覧及び貸し出しが可能な設計図書

- イ 図面
- ロ 仕様書
- ハ 設計書

(2) 閲覧期間

○年○月○日（○）（㊦入札の公告の日とする。）から○年○月○日（○）（㊦入札の前日とする。）まで山形県電子閲覧システムにより閲覧に供する。

ただし、書面閲覧又は書面入札の承諾を得た者については、(3)の場所において設計図書の貸し出しを行う。（山形県の休日を守る条例（平成元年条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

(3) 閲覧場所

9 (1) ロに記載の場所

(4) 貸し出し期間

○年○月○日（○）（㊦入札の公告の日とする。）から○年○月○日（○）（㊦入札日とする。）まで。

ただし、県の休日は貸し出しを行わない。

(5) 貸し出し場所

9 (1) ロに記載の場所

11 設計図書等に対する質問

(1) 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出すること。また、この質問は、イの期間内に山形県電子入札システムにより行うことができる（この場合、質問を登録したことを9 (1) ロの場所に電話連絡すること。電話連絡がない場合は、回答できない場合がある。）。

イ 受付期間

○年○月○日（○）から○年○月○日（○）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、山形県電子入札システムによる質問の受付は、午前9時から午後5時15分までとする。

ロ 提出場所

9 (1) ロに記載の場所

ハ 提出方法

書面は持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

- (2) (1)の質問に対する回答は、山形県電子入札システムにより行うとともに、回答書を次のとおり閲覧に供する。

イ 閲覧期間

○年○月○日（○）から○年○月○日（○）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

ロ 閲覧場所

9(1)ロに記載の場所

12 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
- (2) 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

13 入札及び開札

- (1) 入札は山形県電子入札システムにより行うものとする。ただし、書面入札の届出をした者にとっては入札書の持参又は郵送による提出ができる。

持参により書面の入札書を提出する場合は、入札書を封筒に入れ、封かんのうえ、入札者の氏名、入札にかかる工事名を表記し、入札書在中の旨を朱書きして、公告1の入札期間内に6(7)ハに指定する場所にて提出すること。

郵送により入札書を提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ、封かんのうえ、入札者の氏名、入札に係る工事名及び開札日を表記し、入札書在中の旨を朱書のうえ、配達証明付書留郵便により公告1(3)に記載の日時までに到達すること。

- (2) 書面による入札書の提出にあたっては、競争入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び書面入札の承諾通知の写しを持参すること。

ただし、郵送による入札の場合は、当該通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

- (3) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。

提出する積算内訳書は、県がインターネットにより提供する指定ファイルを山形県電子入札システムにより提出する入札書に添付して行うものとする。提出する積算内訳書について、指定ファイル以外の書式は認めないものとする。ファイルの名称は「積算内訳書（工事名）（商号又は名称）」とすること。

ただし、ファイルのサイズが2.0MBを超える場合は、コンパクトディスクに記録したファイルを郵送又は持参により提出することも認める。提出に際しては、封かんの上、入札者の氏名、入札に関する工事名及び開札日を表記し、「積算内訳書在中」の旨を朱書きして、郵送の場合は公告1(3)に記載の日時までに、持参の場合は公告1の入札期間内に、6(7)ハに指定する場所に到達又は持参すること。また、山形県電子入札システムによる入札書には「積算内訳書は郵送又は持参による」旨の文書ファイルのみを添付すること。この文書ファイルの形式はワード形式とする。

書面入札の承諾を得た者の持参による入札の場合は、入札書の提出と同時に積算内訳書を記録したフロッピーディスク（以下「FD」という。）を提出すること。この場合、積算内訳書を記録したFDは、封かんの上、入札者の氏名、入札に関する工事名及び開札日を表記し、「積算内訳書在中」の旨を朱書きすること。なお、郵送による入札の場合は、入札書と同封することとし、当該積算内訳書を記録したFDを入札書を入れた中封筒と別の中封筒に入れ、封かんのうえ、入札者の氏名、入札に係る工事名及び開札日を表記し、「積算内訳書在中」の旨を朱書きしたうえで郵送すること。（ファイルのサイズが1.4MBを超える場合は、積算内訳書をコンパクトディスクに記録したもので提出することも認める。）

提出された積算内訳書は、返却しない。

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札者又はその代理人は開札に立ち会うことができるものとする。開札は、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて開札を行う。書面による入札者であって開札に立ち会わない者は、開札結果の通知に必要な返信用封筒に、受取人の住所、氏名及び名称等を明記のうえ、所定の料金（配達証明付書留郵便の料金とする）の切手を貼ったものを入札書とともに提出しなければならない。
- (6) 次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。
 - イ 入札公告に示した競争入札参加資格のない者（競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
 - ロ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
 - ハ 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ニ 記名押印をしていない書面入札（外国人又は外国法人にあつては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。）
 - ホ 金額を訂正した入札
 - ヘ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
 - ト 明らかに連合によると認められる入札
 - チ 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - リ 所定の期日までに到着しない郵便による入札
 - ヌ 積算内訳書の提出のない入札（県がインターネットにより提供する指定ファイルを使用しない積算内訳書、保護の解除若しくは保護領域の変更が認められる積算内訳書、内容の入力されていない積算内訳書又は「積算内訳書作成マニュアル」に従って作成保存していない積算内訳書を提出した場合を含む。）
 - ル 提出された積算内訳書の記載内容等の確認の結果、適正に積算が行われていないことが明らかになった場合におけるその者のした入札
 - ヲ 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者のした入札

- ワ 有効な電子証明書を取得していない者がした電子入札
- カ 電子入札と書面入札を併せて行った者のした入札
- ヨ 書面入札の承諾を得ていない者のした書面入札

14 落札者の決定方法

- (1) 低入札価格調査制度を採用し、調査基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。以下同じ。）を下回る価格の入札者については、調査を行ったうえで落札するか否かを決定する。
 - イ 落札決定にあたっては、低入札価格調査制度（以下「調査」という。）を採用し、調査基準価格を下回る価格の入札者（以下「対象者」という。）については、調査を行った上で落札するか否かを決定する。
 - ロ 対象者が落札決定を受けるためには、調査に応じなければならない。
 - ハ 対象者は、入札日から5日以内に山形県建設工事低入札価格調査制度取扱要領の規定する履行能力調査票を発注者に提出しなければならない。
 - ニ 対象者は、入札価格の積算根拠となっている施工計画及び積算内訳等により、当該入札価格で適正な施工が確保できることを示さなければならない。
 - ホ 次のいずれかに該当するときは、落札決定を受けることができない。
 - (イ) 対象者が調査に応じないとき又は履行能力調査票を期限までに提出しないとき。
 - (ロ) 対象者に契約の意思がないとき。
 - (ハ) 対象者が入札金額の範囲内で適正な施工が確保できることを証明できないとき。
 - (ニ) 当該工事の施工に必要な経費が入札金額を超えるとき。
 - (ホ) 対象者が次のいずれかに該当するとき。
 - a 開札日から過去1年以内において、16(2)に規定する契約締結における条件に違反したとき。
 - B 調査実施年度及びそれ以前の過去2年度に山形県が発注した工事（平成20年6月30日以降に入札公告を行った案件に限る。）において、調査基準価格に満たない価格をもって対象者と契約した工事について、成績評定点が70点未満のものがあるとき。
 - c その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき。
- なお、前記に関する注意事項が「履行能力調査票の記入要領」にも記載されているので、山形県のホームページ「低入札価格調査制度」からダウンロードして事前に内容を把握すること。
(アドレス <http://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180030/nk/tn.html>)
- (2) 最低の価格の入札者が提出した積算内訳書に不正又は不適正の疑いがあるときは、調査のうえで落札するか否かを決定する。
- (3) 落札決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、山形県電子入札システムにおける「電子くじ」により落札者を決定する。

15 苦情申立

本手続における競争入札参加資格の確認その他の手続に関し、政府調達に係る苦情の処理手続及

び山形県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年6月21日山形県告示第681号）により、山形県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

16 その他

- (1) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要綱に基づく指名停止の措置を行うことがある。
- (2) 調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合は、次の事項を条件とする。
 - イ 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事にあつては、山形県が発注した工事のうち、過去2年以内に完成した工事又は開札日現在施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合は、監理技術者とは別に、入札公告に示した監理技術者の要件を満たす技術者を専任で1名工事現場に配置しなければならない。
 - (イ) 65点未満の工事成績評定を通知された。
 - (ロ) 施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補を行った（軽微な手直し等は除く。）。又は、かしに起因して修補又は損害賠償を請求された。
 - (ハ) 品質管理、安全管理に関し、山形県から指名停止措置を受けた。
 - ニ 自らに起因して工期を大幅に遅延した。
- ロ 入札公告6(2)において保証金額を契約金額の10分の1としている場合は、山形県財務規則132条の規定による建設工事請負契約約款第4条に定める保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、同約款第4条第2項及び第4項並びに入札公告6(2)中「10分の1」を「10分の3」に読み替えて適用する。
- (3) 調査基準価格を下回る価格で落札し契約を締結した者に対しては、工事完了後に工事費用等に関する調査を行うことがある。この場合、当該契約締結者はこの調査に協力しなければならない。
- (4) 前項の調査の結果、低入札価格調査結果との差異について合理的説明がなされない等の場合、指名停止措置を行う場合がある。

17 添付書類

- (1) 公告文
- (2) 工事請負契約書案
- (3) 申請書（様式第2号）及び確認資料（様式第2号、様式第3号及び様式第3号の2）
- (4) 共同企業体協定書の様式（㊦特定JVを対象とする場合に記載する。）
- (5) 委任状の様式（㊦特定JVを対象とする場合に記載する。）
- (6) 施工計画（㊦施工計画を求める場合に記載し、様式は所管課長が工事毎に作成する。）
- (7) 書面入札参加承諾願